

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	青葉工業（株）								
所 在 地	香川県高松市林町４７５番地１								
建設業許可番号 ・ 業 者 コード	建設業許可番号（工事） ００－００３８５０ 業者コード（コンサル） １０７７３３０２								
入札参加停止期間	令和８年８月８日 から 令和８年１０月７日まで（２か月） 課徴金減免制度が適用された旨の申出書の提出があり、長野県建設工事請負人等選定委員会の承認があったことから、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準第３第４項により入札参加停止期間を２か月とする。								
事 実 概 要	公正取引委員会は、令和８年６月２５日、香川県発注の特定土木一式工事において、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対して課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。								
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第２第５号（独占禁止法違反行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。								
備 考	【入札参加停止措置要領別表抜粋】 <table><tr><th colspan="2">措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>５ 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第９号に掲げる場合を除く。）</td><td>当該認定をした日から ４か月以上１８か月以内</td></tr></table>			措 置 要 件		期 間	独占禁止法違反行為	５ 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第９号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から ４か月以上１８か月以内
措 置 要 件		期 間							
独占禁止法違反行為	５ 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第９号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から ４か月以上１８か月以内							